

## 社団法人 国際法協会日本支部 定款

- ・ 社団法人設立許可(外務大臣)  
昭和35年1月6日付
- ・ 定款変更認可(外務大臣)  
昭和37年12月19日付  
(第2条、第4条第1号、第9条第1項及び第13条第2項)
- ・ 定款変更認可(外務大臣)  
昭和40年4月23日付  
(第1条、第2条、第9条及び第10条)
- ・ 定款変更認可(外務大臣)  
昭和43年2月27日付  
(第4条第1項)
- ・ 定款変更認可(外務大臣)  
昭和48年1月22日付  
(第1条、第2条、第4条及び第9条)
- ・ 定款変更認可(外務大臣)  
昭和62年7月20日付  
(第11条)

### 第1章 総則

第1条(名称) この法人は、社団法人国際法協会日本支部という。

この法人は、日本国際法協会と略称する。

第2条(事務所) この法人は、その事務所を東京都文京区本郷7丁目3番1号東京大学法学部研究室内に置く。

第3条(目的) この法人は、国際法協会と協力しつゝ、国際法(公法及び私法)を研究し、その発達を促し、比較法を研究し、国際的法律統一事業に協力し、併せて世界の法律家間の親善と理解とを増進することを目的とする。

この法人は、前項の目的を達成するため、左の事業を行う。

1. 国際間の諸法律問題を研究討議し、そのために、特別委員会を設け、専門家をして報告を提出せしめること。
2. 国際法協会の総会及び委員会に専門家を派遣すること。
3. 毎年、英文年報を発行して、学術的意見を発表すると同時に、わが国の判例及び資料を紹介すること。
4. その他この法人の目的達成のため必要な事業を行うこと。

## 第2章 会員

第4条（種別） この法人の会員は、次の3種とし、民法上の社員とする。

1．通常会員は、主として、国際公法、国際私法等国際的法律に関係のある法律家であつて、総会の定める会費を納める個人とする。

2．維持会員は、会社、団体又は個人であつて、この法人の事業に賛同し、総会の定める維持会費を納めるものとする。

3．名誉会員は、国際法の研究その他この法人の事業について特に功勞のあるものを、理事会の決議により、名誉会長、名誉副会長その他の名誉会員として推薦することができる。名誉会員は、会費を納めることを要しない。

第5条（入会） この法人の会員となろうとする通常会員は、会員2名以上の推薦に基き、理事会によって承認されたものとする。

第6条（退会） この法人の会員は、次の場合には、退会したものとみなす。

1．会員より退会の申出があつたとき。

2．会員が死亡したとき。

3．会費を2年以上引続き納入せず、理事会において退会させる決議があつたとき。

4．第7条の規定により除名されたとき。

第7条（除名） 会員にしてこの法人の名誉を毀損し、又は目的に反するような行為のあつたときは、総会の議決を経て、除名することができる。

第8条（会費及び拠出金の不返還） 既納の会費及び拠出金は、返還しないものとする。

## 第3章 役員

第9条（種別） この法人に、次の役員を置く。

理事 10名以上30名以内

その内

会長 1名

副会長 1名

常務理事 2名

監事 2名

理事及び監事は会員の中から、総会において選任する。

会長、副会長及び常務理事は、理事の中から、理事会の互選により定める。

第10条（職務） 理事は、会務を執行する。

会長は、この法人を代表し、会務を統轄する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

常務理事は、常務を処理する。

監事は、民法第59条の職務を行う。

第11条（任期） 役員の任期は、3年とする。但し、再任を妨げない。

補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

役員は、任期満了の場合においても、後任者の就任するまでは、前任者が、その職務を行わなければならない。

第12条（役員の名誉職） この法人の役員は、名誉職とし、無給とする。

#### 第4章 会議

第13条（種別） 会議は、総会及び理事会とし、総会を定時総会及び臨時総会に分ける。

定時総会は、毎年一回開催し、臨時総会は、必要なときに開催する。

理事会は、随時に開催する。

第14条（招集及び議長） 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

会議を招集するには、会議を構成する会員又は理事にたいして、会議の目的である事項及びその内容並びに日時場所を示して、通知しなければならない。

会員の5分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったときは、会長は、1ヶ月以内に、総会を招集しなければならない。

第15条（定足数） 会議は、これを構成する会員又は理事の半数以上の出席がなければ、開催することができない。但し、招集再開のときは、この限りでない。

会議の議事は、出席会員又は理事の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第16条（表決権） 会員又は理事の表決権は、それぞれ1個とする。

やむをえない理由のため、会議に出席できない会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって評決し、又はその会議を構成する会員又は理事を代理人として、委任することができる。この場合は、出席したものとみなす。

第17条（権能） 総会は、この定款に別に規定するものゝほか、次の事項を議決する。

- 1．事業計画及び収支予算を定めること。
- 2．事業報告及び収支決算を承認すること。
- 3．会長が特に必要と認めたこと。

第18条（議事録） 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 1．開会の日時及び場所。
- 2．会員又は理事の現在数。
- 3．会議に出席した会員又は理事の氏名（委任状を含む）。
- 4．議決事項。
- 5．議事の経過、要領及び発言要旨。

議事録には、議長及び出席会員又は理事の内予じめその会議において選出された議事録署名人2人以上が、署名しなければならない。

## 第5章 資産

第19条（構成） この法人の資産は、次の各号を持って構成する。

- 1．設立当初寄与された財産目録記載の財産。
- 2．会費。
- 3．資産から生ずる収入。
- 4．その他の収入。

第20条（会計年度） この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

## 第6章 定款の変更及び解散

第21条（定款の変更） この定款は、総会において、会員の過半数が出席し、出席した会員の3分の2以上の同意を得、主務大臣の認可を得なければ、変更することができない。

第22条（解散） この法人は、民法第68条の規定により、解散する。

## 第7章 雑則

第23条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

（附則）

この定款は、設立許可の日から施行する。

この法人の設立当初の役員は、第9条第2項及び第3項並びに第11条の規定にかゝわらず、設立発起人会の定めるところによる。

この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第17条第1号及び第2号並びに第20条の規定にかゝわらず、設立発起人会の定めるところによる。